

■本市における補助金等の状況

1. 補助金等の種類

市では、地方自治法の「その公益上必要がある場合においては、補助をすることができる」という規定に基づき、必要と認める特定の事業等を実施する団体等に対し、補助金・交付金を交付しています。

(1) 負担金

- ・法令又は契約等によって、市が負担する経費がある場合に支出するもの

(2) 補助金

- ・特定の事業等を育成、助長するために、市が、公益上必要があると認められた場合に支出するもの

(3) 交付金

- ・市の事務を依頼している場合において、当該事務処理の報償として支出するもの

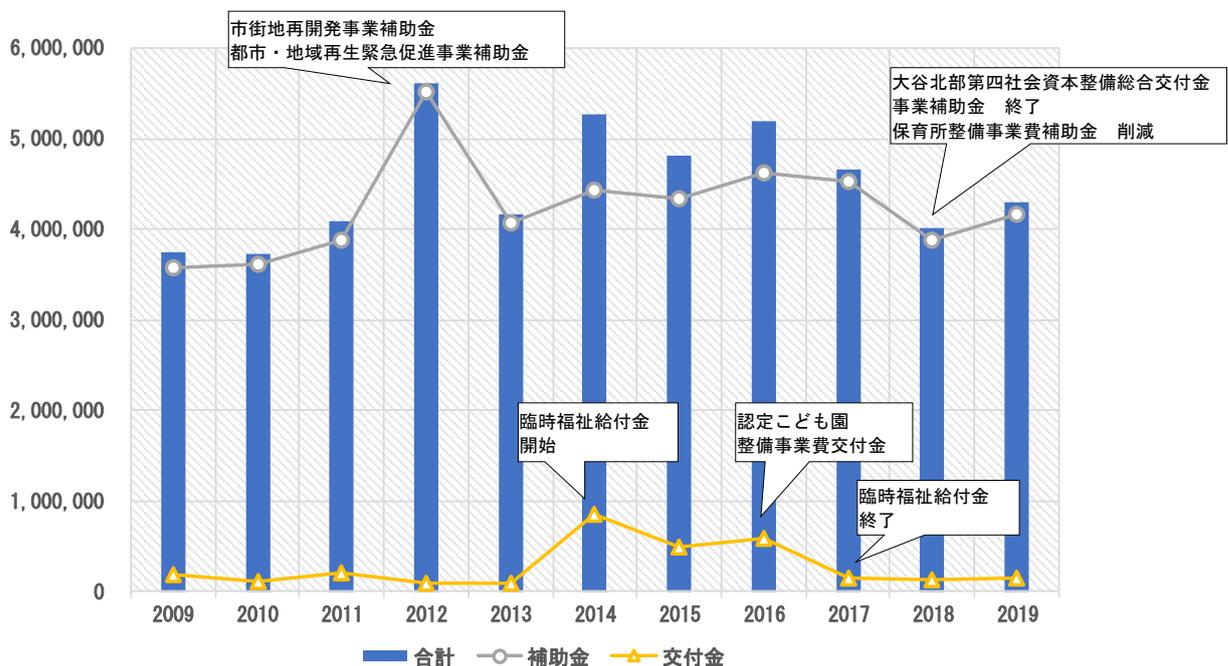
⇒ (2) 補助金と (3) 交付金を今回の見直し対象とする。

2. 平成31年度予算における補助金等の割合

	額 (単位: 千円)	割合
全会計 (企業会計を除く)	106,154,926	100.000%
補助金等	48,694,819	45.871%
負担金	① 44,393,663	41.820%
補助金	② 4,155,740	3.915%
交付金	③ 140,761	0.133%
職員研修負担金	④ 4,655	0.004%

②補助金と③交付金の
見直しについて検討する。

3. 補助金及び交付金の額の推移



4. 補助金等の見直しの目的

時代や市民ニーズが大きく変わる中であって、長期間見直しを行っていないことから、第8次上尾市行政改革大綱・実施計画では、補助金・交付金について、「すでに所期の目標を達成した補助金や費用対効果の小さい補助金については、一定の基準を作成し、継続的に見直していく必要がある」としています。

※県内で補助金等の見直し方針を策定している市
…さいたま市、春日部市、羽生市、白岡市